

国民健康保険税の未就学児軽減

令和4年度から、世帯に未就学児*がいる場合は、当該被保険者の均等割額が5割減額されます。

また、低所得者軽減の適用がある場合には、当該軽減後の被保険者均等割額を5割軽減します。(低所得者軽減が7割の場合は、その残り3割について5割軽減となり、8.5割の軽減となります。)

詳細は、7月中旬以降に送付する国民健康保険税納税通知書を確認してください。

*6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者のこと。

《軽減の例(未就学児1人当たり)》

低所得者軽減	均等割額(目安)		軽減割合	
	令和3年度まで	令和4年度から	令和3年度まで	令和4年度から
軽減なし世帯	26,900円	13,450円	なし	5割
2割軽減世帯	21,520円	10,760円	2割	6割
5割軽減世帯	13,450円	6,725円	5割	7.5割
7割軽減世帯	8,070円	4,035円	7割	8.5割

▶ 問い合わせ 本課税課 ☎0287(62)7120

後期高齢者医療保険料

《賦課限度額の改正》

保険料率は、高齢化や医療技術の進歩などの影響による1人当たりの医療費の増加に対応するため、2年に一度見直されます。

保険料は、所得に応じて負担する所得割額と被保険者全員が等しく負担する均等割額の合計額となり、個人ごとに計算されます。賦課限度額とは、賦課される保険料(年額)の上限額のことです。

令和4・5年度の保険料率などは次のとおりです。

	令和2・3年度	令和4・5年度
所得割税率	8.54%	変更なし
均等割額	43,200円	変更なし
賦課限度額	64万円	66万円

▶ 問い合わせ 県後期高齢者医療広域連合 ☎028(627)6805

国民健康保険税



《所得割税率の改正》

国民健康保険税は、所得割・均等割・平等割の3つの計算方法を組み合わせて計算します。医療費・特定健診などの必要なサービス内容に合わせ、医療給付費分の所得割税率を次のとおり改正します。

①医療給付費分(医療の給付に要する費用。全加入者が対象)

	所得割税率	均等割額	平等割額
改正前	7.9%	21,000円	19,000円
改正後	7.4%	変更なし	変更なし



②後期高齢者支援金分(75歳以上の人を支援するためのもの。全加入者が対象)

	所得割税率	均等割額	平等割額
改正前	2.0%	5,900円	6,100円
改正後	変更なし	変更なし	変更なし



③介護納付金分(介護保険第2号被保険者(40~64歳の人)が対象)

	所得割税率	均等割額	平等割額
改正前	2.0%	8,000円	4,900円
改正後	変更なし	変更なし	変更なし



《課税限度額の改正》

課税限度額とは、保険税負担額に一定の限度を設ける制度です。幅広い所得層から負担してもらうため、次のとおり改正します。

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
改正前	61万円	19万円	16万円
改正後	63万円	変更なし	17万円

▶ 問い合わせ 本国保年金課 ☎0287(62)7143

保険料(税)を改正します

今回の改正では、赤色の文字で示した箇所が変わります。